

麻生区役所行財政改革推進本部実施要綱

(目的及び設置)

第1条 危機的な財政状況のもと、市民との協働による地域づくりに取り組むとともに、スリムな市役所をめざした行政内部の徹底した見直しや財政の健全性の確保を図るなど、本市の行財政改革を推進することを目的として、川崎市行財政改革推進本部設置要綱第7条に基づき、麻生区役所行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に係る推進計画の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員を持って充てる。

- 2 本部長は、区長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副区長をもって充てる。
- 4 本部員は、部長職及び課長職をもって充てる。
- 5 本部に幹事会を置く。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、区本部会議に係る重要事項を協議する。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
- 3 委員長は区長を、副委員長は副区長を、委員は部長職並びに総務課長及び企画課長をもって充てる。
- 4 幹事会は、必要に応じ委員長が召集する。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 8月 1日から施行する。